

夫婦、
パートナーともに
29歳以下

最大
70万円

※岩手県独自上乗せ
補助含む

夫婦、
パートナーともに
39歳以下

最大
30万円



新婚夫婦の生活を 応援します



一関市では、新婚夫婦を対象に、
新生活にかかる費用（家賃や引越費用等）を補助します。

対象者

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻した方（パートナーシップ宣誓をし、受領証の交付を受けた方も含みます。）
- 夫婦、パートナーともに婚姻日、パートナーシップ宣誓日における年齢が39歳以下
- 夫婦、パートナーの所得を合わせて500万円未満※

※奨学金を返済している場合は、所得証明期間と同一期間中の返済額を
控除します。

受給条件などの詳細は、市ホームページでご確認ください。



対象 経費

- 新居の購入費
- 新居の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 住宅リフォーム費用
- 引越費用（引越業者や運送業者への支払額の実費）

上記費用のうち

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った費用

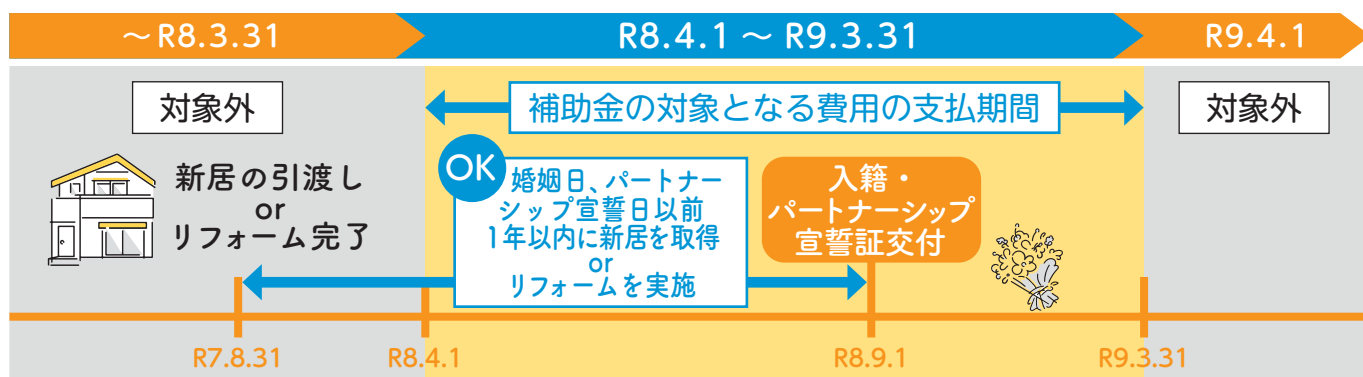
申請期限

令和9年3月31日まで

※申請をご希望の方は、お早めにお問い合わせください。

ケース1

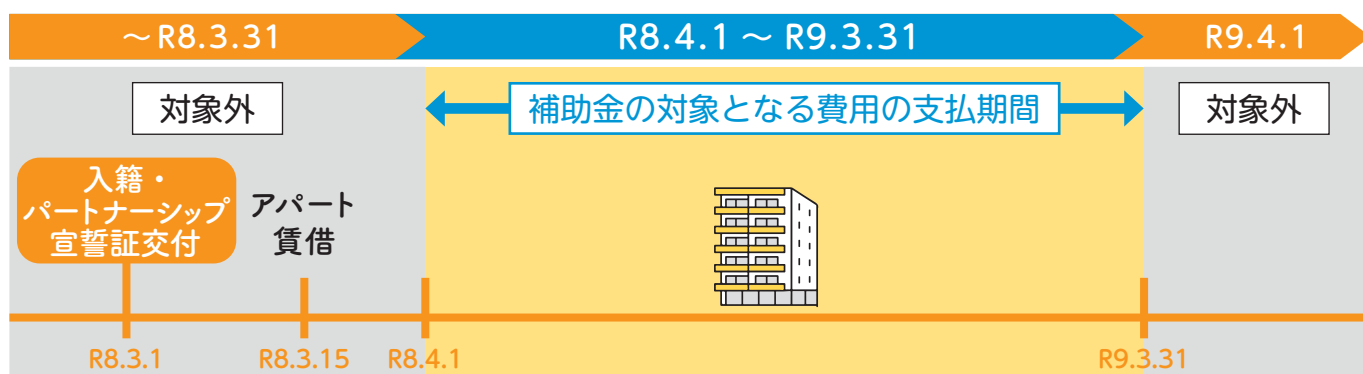
婚姻、パートナーシップ宣誓を機に新居を購入または住宅リフォームをした



※ 婚姻日以前、1年以内に取得した住宅または実施した住宅リフォームも対象になります。

ケース2

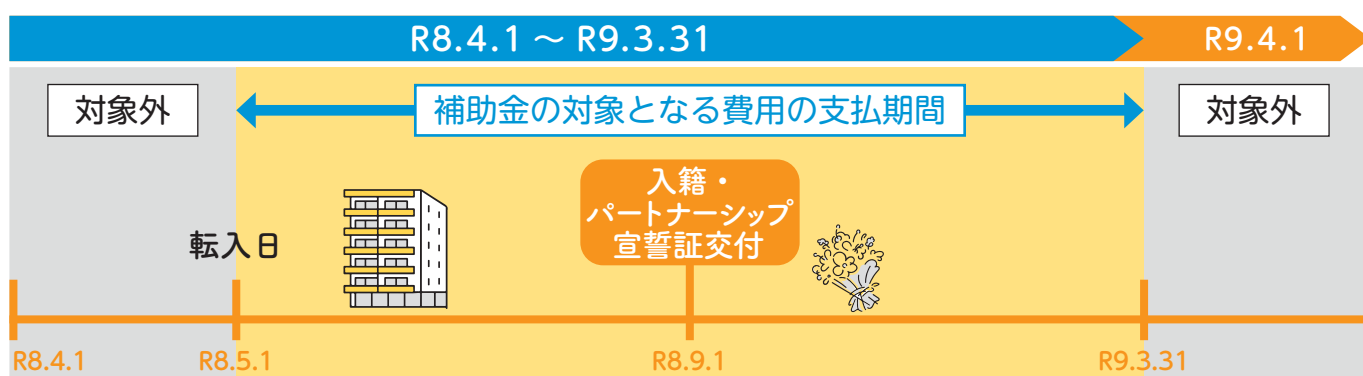
婚姻後、パートナーシップ宣誓後にアパートを借りた



※ 4月1日以前に契約している賃貸物件でも補助の対象は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までに支払った費用のみとなります。

ケース3

婚姻、パートナーシップ宣誓より前にアパートを借りている



※ 契約書等の内容によっては、転入日前から補助の対象になる場合もあります。

よくあるご質問

Q 夫婦、パートナー以外の名義で契約した住居費用やリフォーム工事、引越は対象になるの？

A 対象になりません。この場合、仮に支払者がご夫婦、パートナーのいずれかでも対象にはなりません。

Q 所得証明書の提出は、所得のある人の分だけでいいの？

A 所得がないことの証明にもなるので、夫婦、パートナー双方の提出が必要です。